

# 東京湾に係る第9次総量削減計画の進捗について

令和8年3月

千葉県環境生活部水質保全課

## 目次

1	計画の概要	1
2	東京湾の負荷量（千葉県）の推移	2
3	東京湾の水質の状況	3
4	主な取組実績（令和6年度）	9
5	赤潮、青潮の発生状況	11
6	参考	13

# 1 計画の概要

## (1) 総量削減制度について

総量削減制度は、東京湾のように、生活や事業活動に伴い排出された水が大量に流入する閉鎖性海域において、濃度規制のみでは水質環境基準の達成が困難な場合に、水質汚濁防止法に基づき汚濁負荷量を計画的に削減するための制度である。

本制度で指定された地域にあっては、国が定めた「総量削減基本方針」に基づき、都道府県知事が総量削減計画を定める。

東京湾に係る総量削減計画は、流域の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）がそれぞれ、汚濁負荷の削減目標量を達成するために策定している。（東京湾のほか、伊勢湾、瀬戸内海に関係する計20都府県が計画を策定）

## (2) 第9次計画の概要（千葉県）

ア 策定日 令和4年10月28日

イ 目標年度 令和6年度

ウ 対象地域 東京湾流域の21市町

エ 削減の方途

(ア) 生活系排水対策

- ・下水道、合併処理浄化槽の整備 等

(イ) 産業系排水対策

- ・総量規制基準の遵守・徹底
- ・小規模事業場に対する指導 等

(ウ) その他の汚濁発生源に対する対策

- ・農地、畜産排水、養殖漁場からの負荷量削減 等

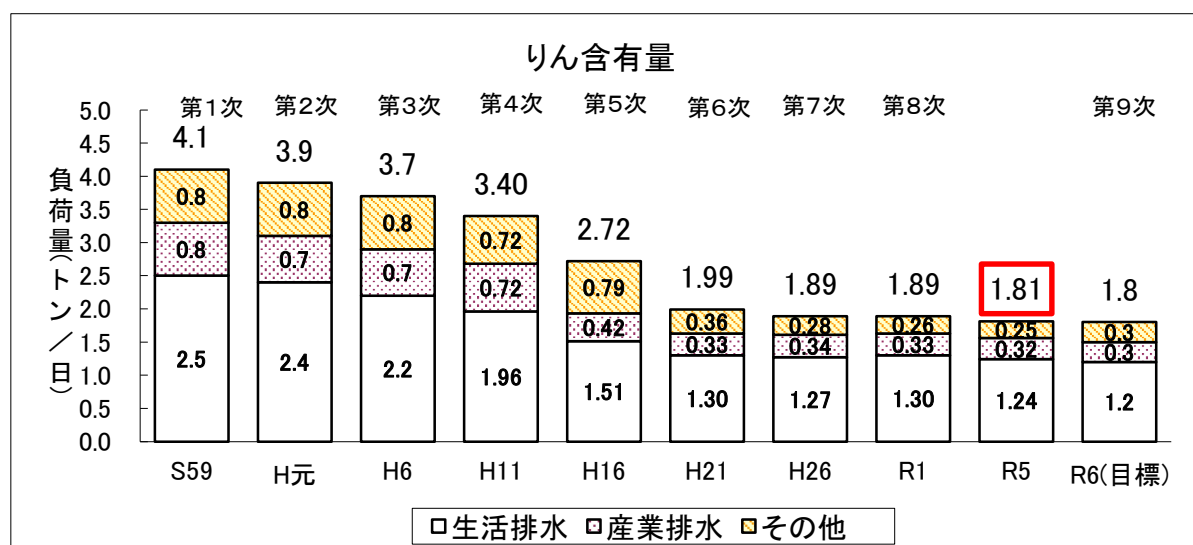
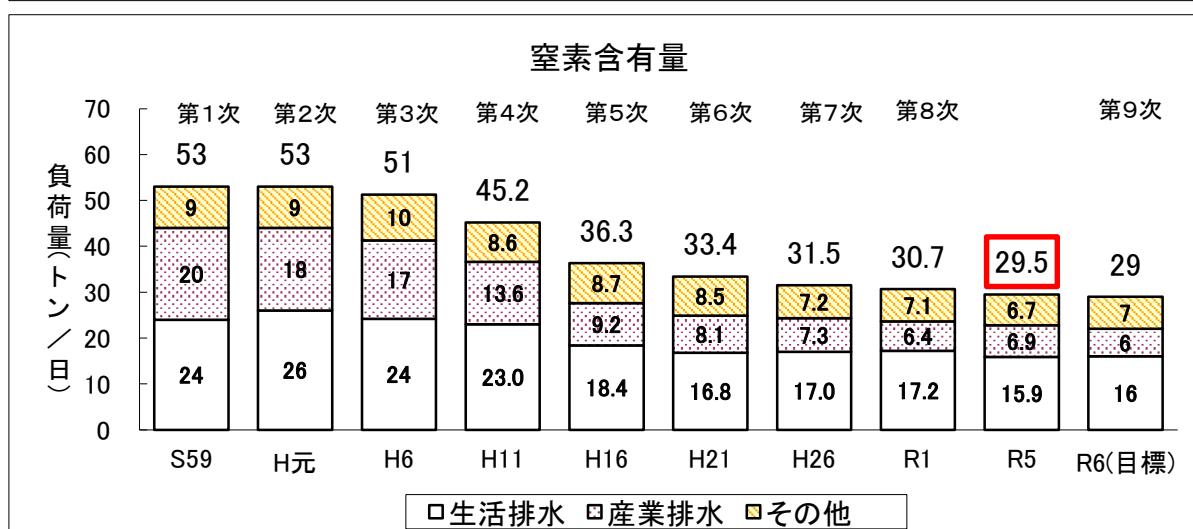
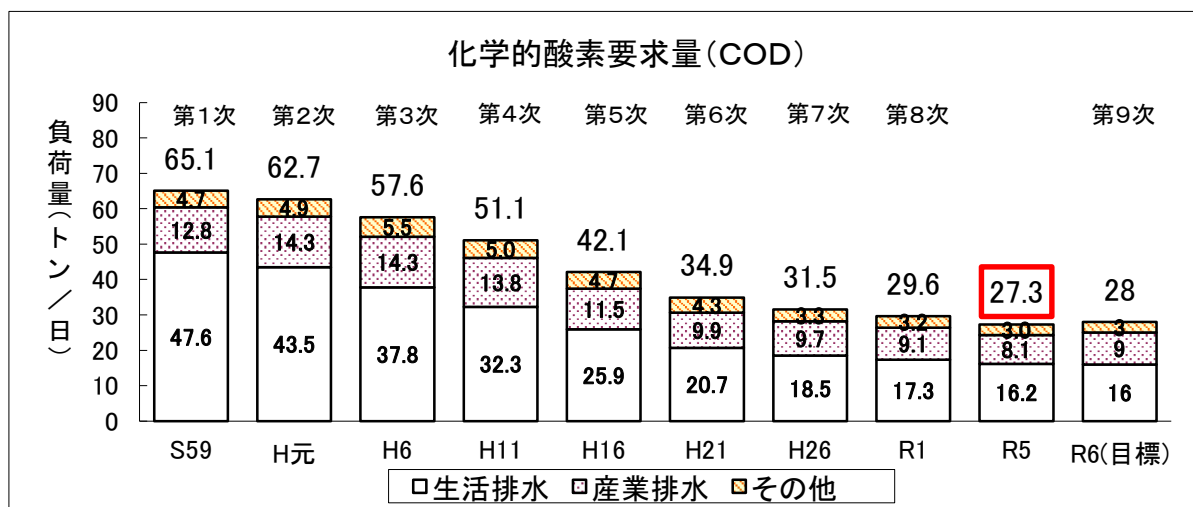


オ 削減目標量

(単位：トン/日)

	COD		窒素含有量		りん含有量	
	R1 実績	R6 目標	R1 実績	R6 目標	R1 実績	R6 目標
生活排水	18	16	17	16	1.3	1.2
産業排水	9	9	7	6	0.3	0.3
その他	3	3	7	7	0.3	0.3
計	30	28	31	29	1.9	1.8

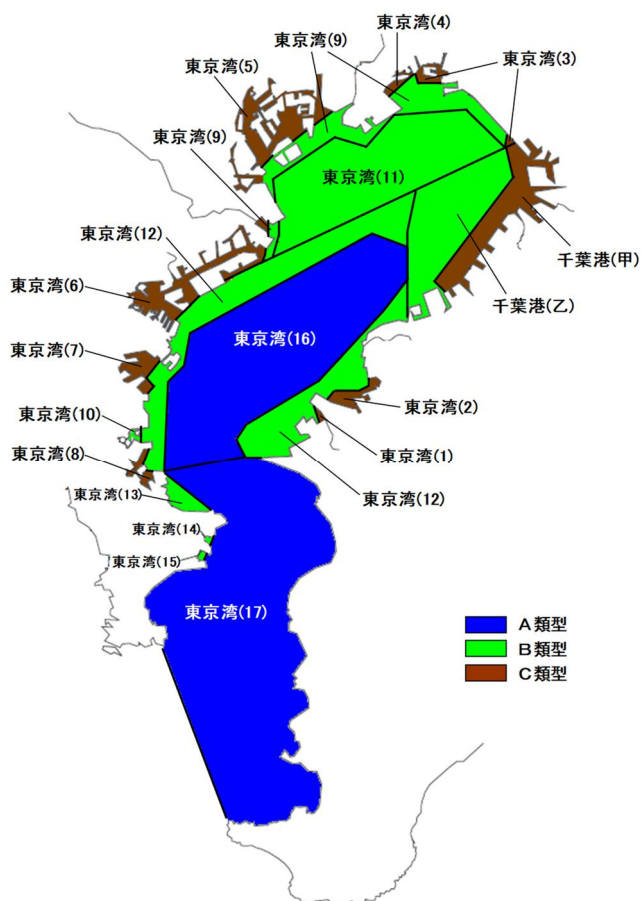
## 2 東京湾の負荷量（千葉県）の推移



### 3 東京湾の水質状況

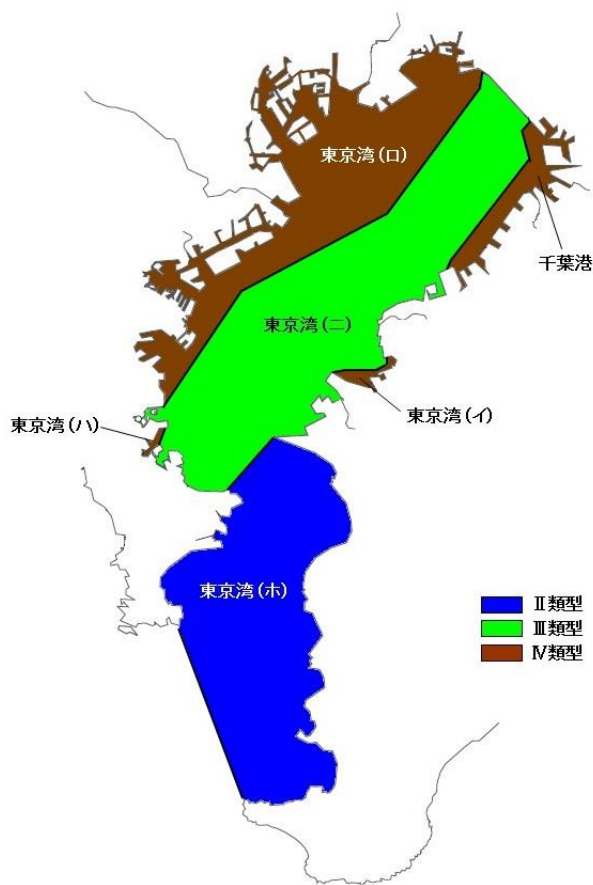
#### (1) 水域類型と環境基準値

【化学的酸素要求量等（COD等）】



項目	水域類型	基準値
COD	A	2 mg/L 以下
	B	3 mg/L 以下
	C	8 mg/L 以下

【全窒素、全りん】



項目	水域類型	基準値
全窒素	II	0.3mg/L 以下
	III	0.6mg/L 以下
	IV	1 mg/L 以下
全りん	II	0.03mg/L 以下
	III	0.05mg/L 以下
	IV	0.09mg/L 以下

(2) 東京湾の環境基準達成状況

ア 東京湾（千葉県以外の水域も含む）の環境基準達成状況（令和6年度）

【化学的酸素要求量（COD）】

	水域名	評価		R6 75%値の最大値 (mg/L)
		(R5)	R6	
A 類型	東京湾（16）	×	×	2.8
	東京湾（17）	×	×	2.3
B 類型	東京湾（9）	×	×	4.4
	東京湾（10）	○	×	4.2
	東京湾（11）	×	×	4.0
	東京湾（12）	×	×	3.5
	東京湾（13）	○	○	2.2
	東京湾（14）	○	○	1.9
	東京湾（15）	○	○	2.1
	千葉港（乙）	×	×	3.7
	千葉港（甲）	○	○	3.6
C 類型	東京湾（1）	○	○	2.5
	東京湾（2）	○	○	2.2
	東京湾（3）	○	○	5.2
	東京湾（4）	○	○	4.0
	東京湾（5）	○	○	6.0
	東京湾（6）	○	○	4.1
	東京湾（7）	○	○	2.8
	東京湾（8）	○	○	2.8

環境基準

A類型2mg/L以下, B類型3mg/L以下, C類型8mg/L以下

【全窒素】

	水域名	評価		R6 年平均値(mg/L)
		(R5)	R6	
II 類型	東京湾（ホ）	○	○	0.24
III 類型	東京湾（ニ）	○	○	0.47
IV 類型	東京湾（イ）	○	○	0.50
	東京湾（ロ）	○	○	0.83
	東京湾（ハ）	○	○	0.65
	千葉港（甲）	○	○	0.57

環境基準

II類型0.3mg/L以下, III類型0.6mg/L以下, IV類型1mg/L以下

【全りん】

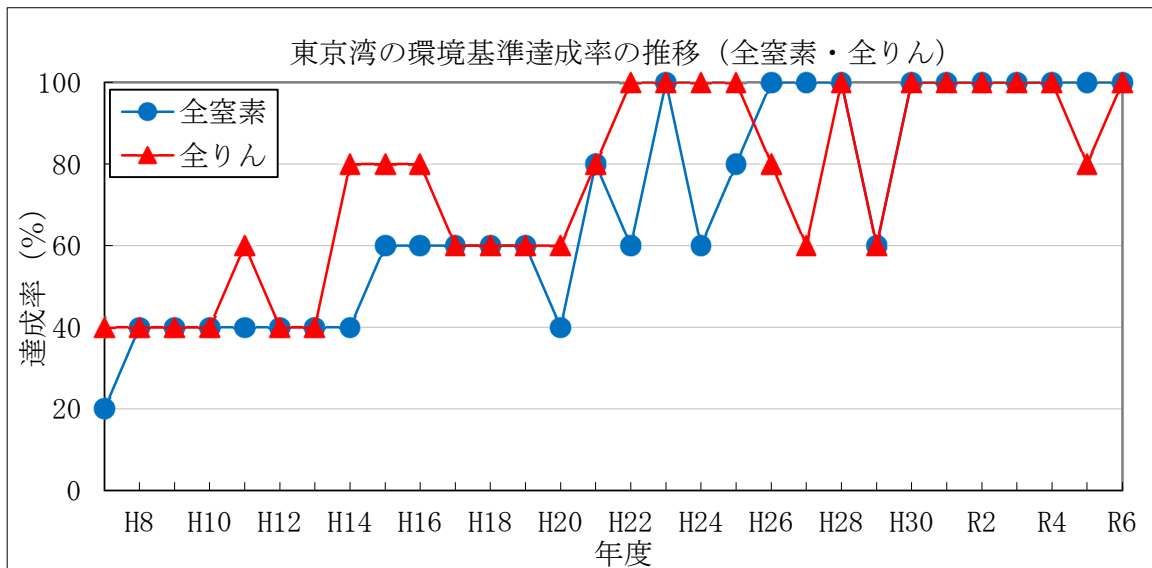
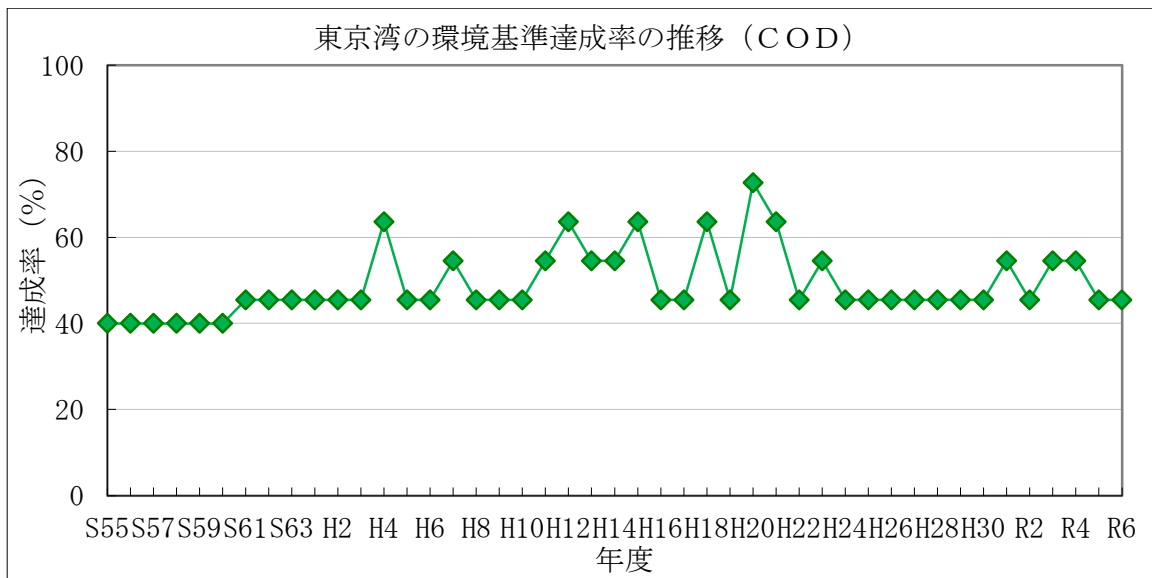
	水域名	評価		R6 年平均値(mg/L)
		(R5)	R6	
II 類型	東京湾（ホ）	○	○	0.028
III 類型	東京湾（ニ）	×	○	0.045
IV 類型	東京湾（イ）	○	○	0.040
	東京湾（ロ）	○	○	0.075
	東京湾（ハ）	○	○	0.058
	千葉港（甲）	○	○	0.055

環境基準

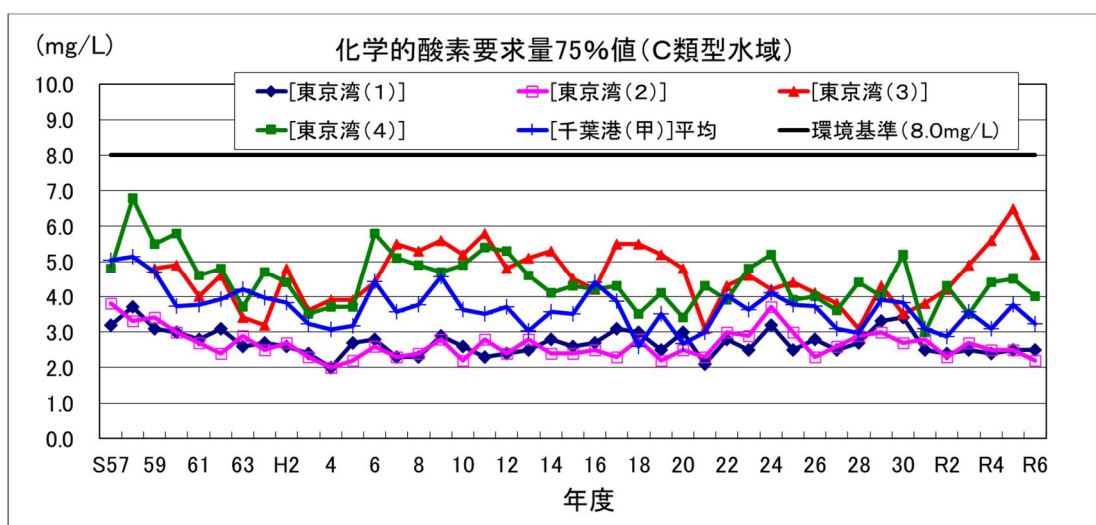
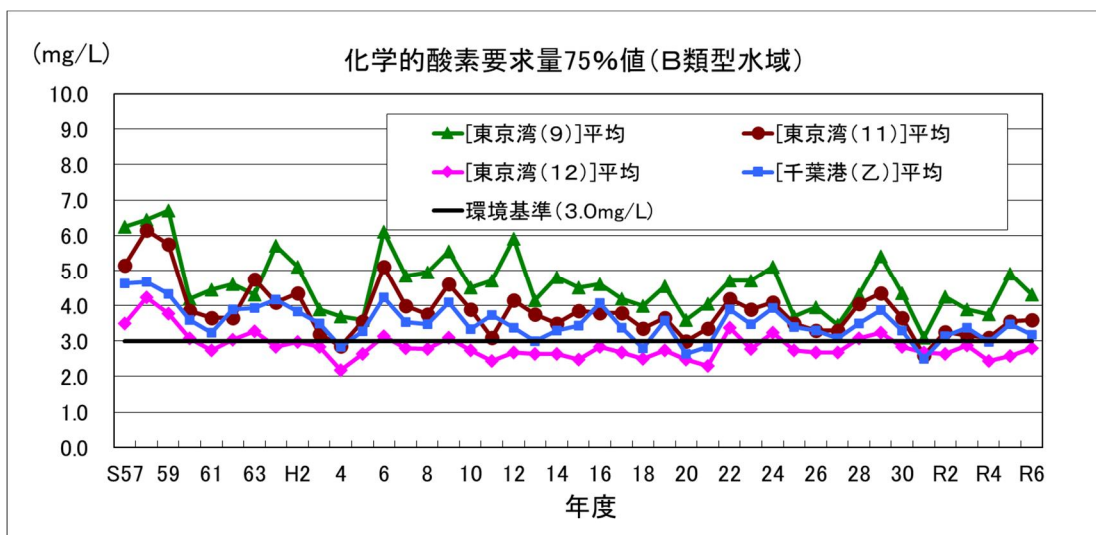
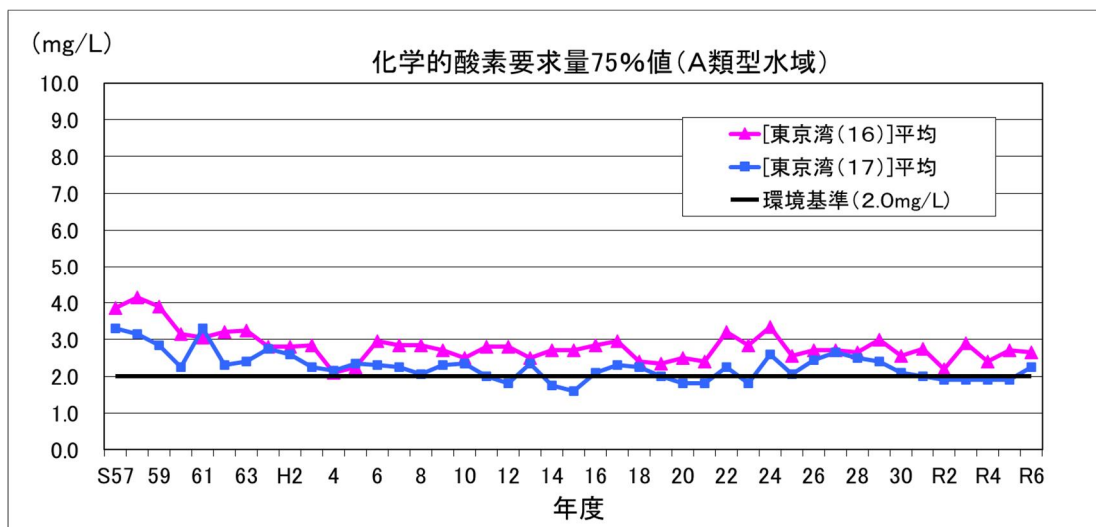
II類型0.03mg/L以下, III類型0.05mg/L以下, IV類型0.09mg/L以下

※網掛け部分は千葉県の測定データが含まれる水域

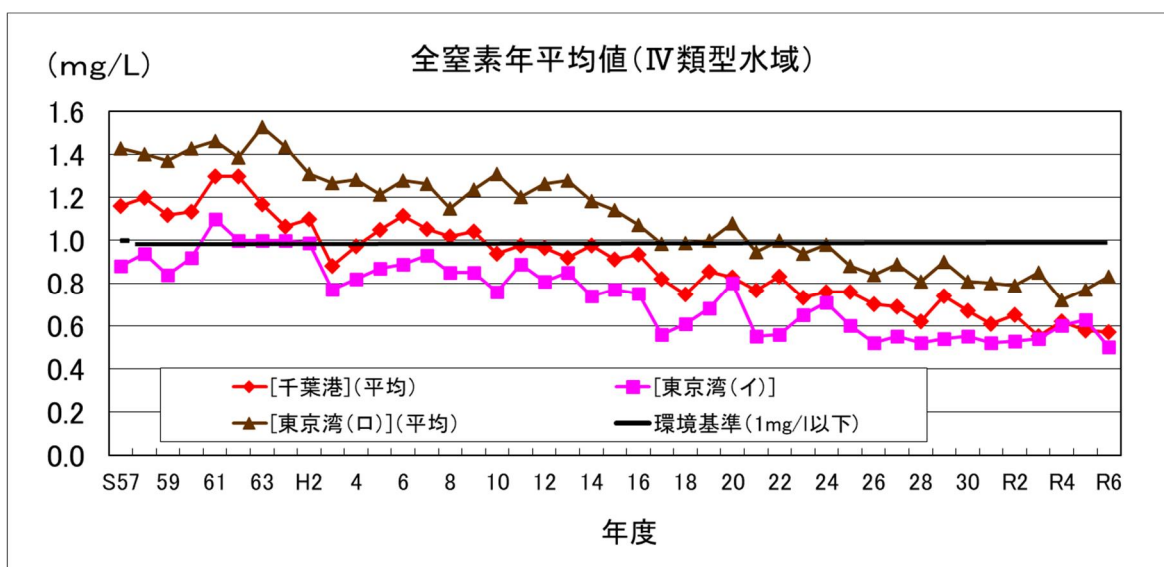
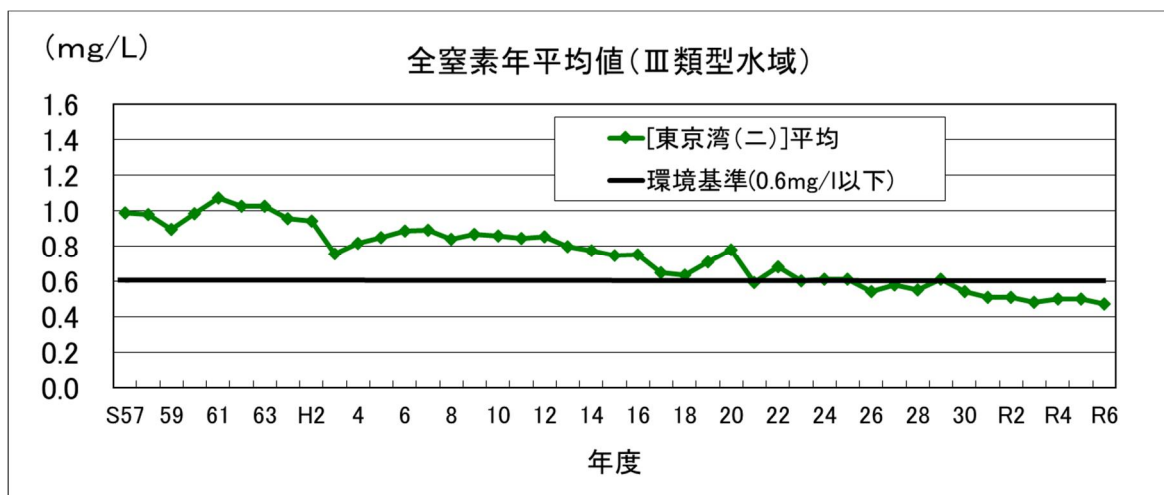
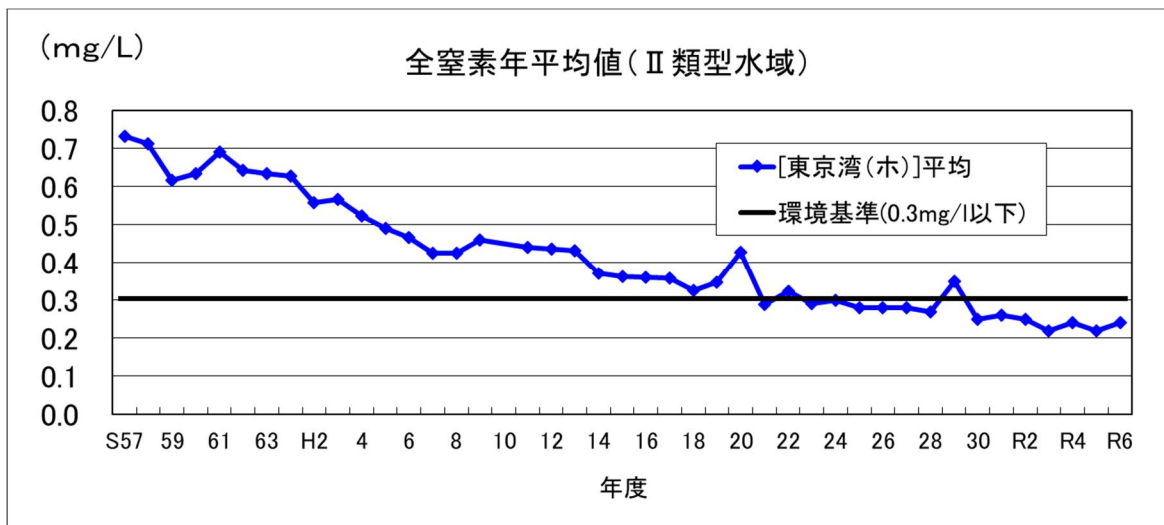
イ 東京湾（千葉県の水域）の環境基準達成率の推移



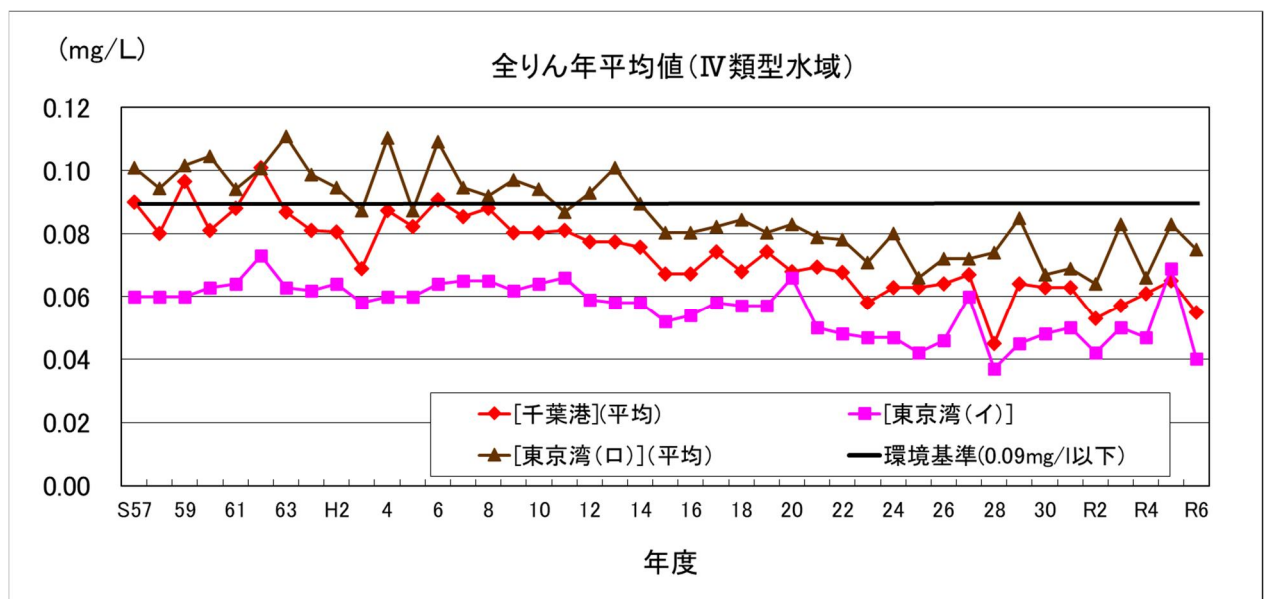
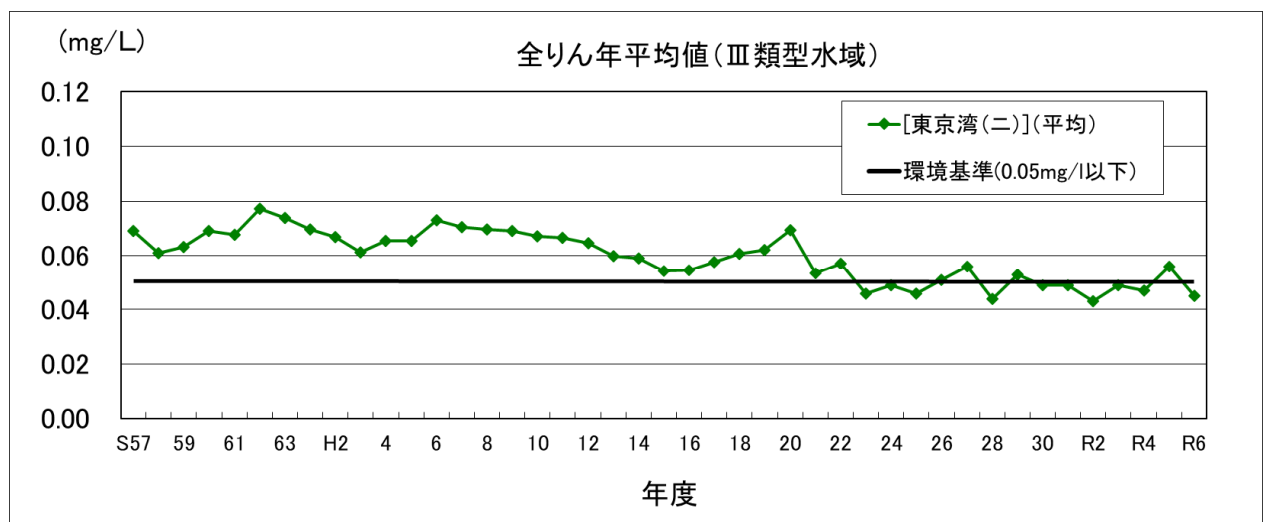
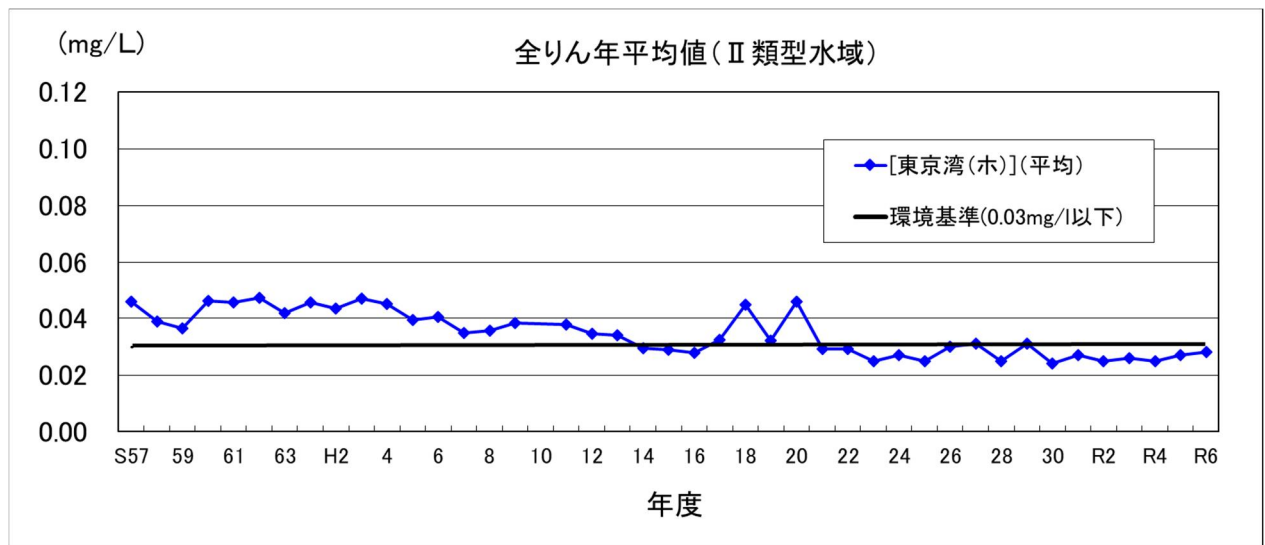
(3) 化学的酸素要求量 (COD)、全窒素 (T-N)、全りん (T-P) の水質状況  
 ア 化学的酸素要求量 (COD)



イ 全窒素 (T-N)



ウ 全りん (T-P)



## 4 主な取組実績（令和6年度）

第9次総量削減計画の目標年度である令和6年度の主な事業実績は次のとおりです。

### （1）削減目標量の達成のための方途

#### ア 生活系排水対策

##### <主な取組>

市町等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ合併処理浄化槽等の整備を促進することにより、汚濁負荷量の削減を図ります。

##### 《下水道の整備等》

##### ◆江戸川左岸流域下水道事業

公共用水域の水質保全等を図るため、市町村の実施する公共下水道事業との整合を図りながら、流域下水道の整備を推進しました

【R6年度】行政人口3,796千人に対し下水道処理人口3,248千人

【R元年度※】行政人口3,797千人に対し下水道処理人口3,116千人

※第8次目標年度

##### 《その他の生活排水処理施設の整備》

##### ◆生活排水対策浄化槽推進事業

東京湾流域の17市町（東京湾流域21市町のうち千葉市、習志野市、松戸市及び浦安市を除く）が行う浄化槽設置に係る補助事業に対して、県から助成を実施しました

・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽※への転換 148基

※高度処理型合併処理浄化槽含む

・高度処理型合併処理浄化槽の設置（新設） 42基

#### イ 産業系排水対策

##### <主な取組>

水質汚濁防止法や千葉県環境保全条例等に基づき事業場に指導等を行い、汚濁負荷量の削減を図ります。

##### 《総量規制基準が適用される事業場に対する対策》

##### ◆特定事業場等排水監視事業

水質汚濁防止法に基づく指定地域内事業場（日平均排水量50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場）に立入検査を行い、総量規制基準の遵守状況を検査しました

・指定地域内事業場※への立入検査数 延べ346事業場

※指定地域内事業場数は389事業場【R6年度末時点】

## ウ その他の汚濁発生源に係る対策

### <主な取組>

汚濁発生源は多岐にわたることから、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促すとともに、地域における発生特性を踏まえ汚濁負荷量の削減を図ります。

### 《農地からの負荷量削減対策》

#### ◆土壌保全・省資源型施肥体系推進事業

環境保全と食の安心・安全に配慮した千葉県独自の農産物認証制度である「ちばエコ農業」や、有機農業を推進しました

### 《畜産排水対策》

#### ◆畜産環境保全対策推進事業

家畜排せつ物の適正処理を促進するとともに、千葉県堆肥利用促進ネットワークにおいて家畜ふん堆肥の流通促進を図りました

・巡回指導実績件数 108件

・千葉県堆肥利用促進ネットワーク登録件数 378件

### 《養殖漁場の改善》

#### ◆養殖管理健全化事業

養殖業者に対する養殖管理技術指導及び適正な養殖環境作りのための指導・情報提供を行いました

## (2) その他の汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

### 《藻場・干潟・浅場の保全及び再生》

#### ◆水産多面的機能発揮対策事業

漁業者が策定した計画に基づき実施する干潟の保全活動、藻場の保全活動及びモニタリングの指導等を行いました

### 《水質改善に資する取組の推進》

#### ◆東京湾漁場環境改善事業

貧酸素水塊等により悪化した東京湾の底質改善を目的とした、水質・底質調査を実施しました

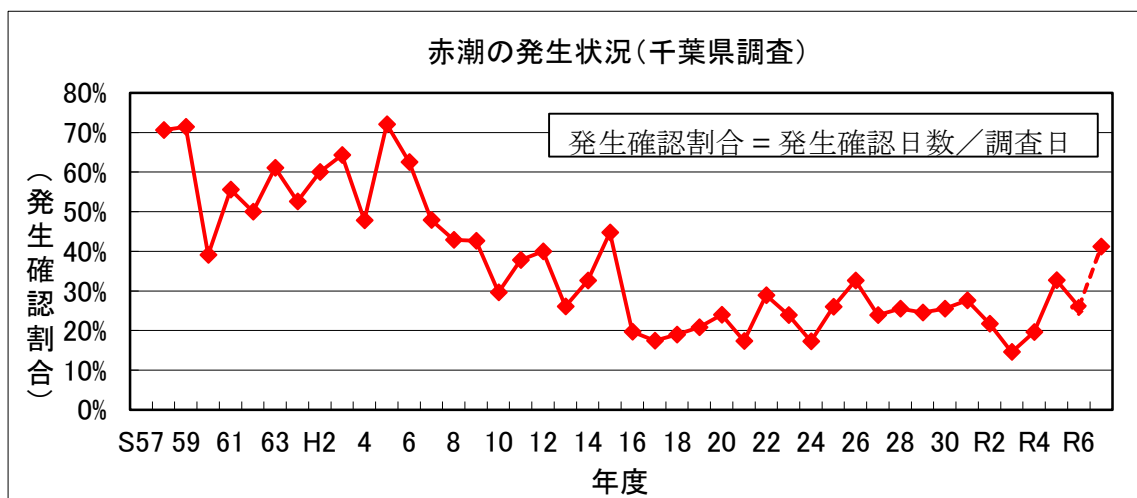
### 《水質浄化事業の推進》

#### ◆浅海漁場総合整備事業

浦安沖及び幕張沖にある深堀部の埋め戻しを行いました

## 5 赤潮、青潮の発生状況

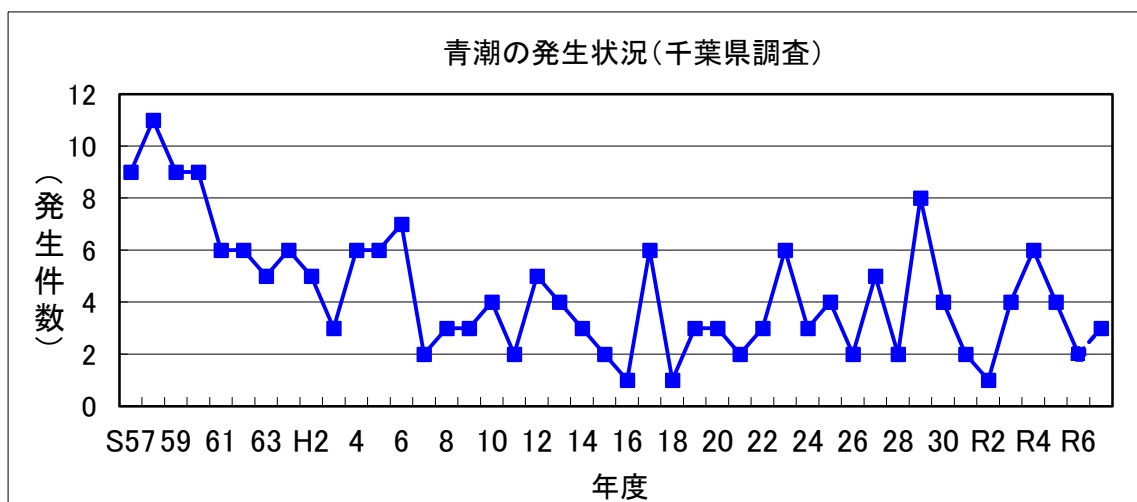
### (1) 近年の赤潮発生状況



年度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
発生確認日数	1 3	1 3	1 0	7	1 0	1 7	1 3	2 1
調査日数	5 1	4 7	4 6	4 8	5 1	5 2	5 0	5 1
割合 (%)	2 6	2 8	2 2	1 5	2 0	3 3	2 6	4 1

※R 7年度については1月末時点

### (2) 近年の青潮の発生状況



※R 7年度については2月末時点

○直近3年間における青潮の発生状況

【令和5年度】

発生時期	発生場所・被害状況	被害状況
5月24日～ 5月25日	船橋航路～茜浜～幕張沖	なし
9月4日～ 9月5日	船橋航路	なし
9月23日～ 9月28日	行徳三番瀬～船橋港～茜浜～幕張沖～稲毛の浜 ～千葉中央港、養老川河口付近、前川付近	船橋港内でカキが へい死※
10月6日～ 10月10日	浦安近辺～船橋港～茜浜～幕張沖	船橋港内でカキが へい死※

※ 同時期に水質悪化以外の要因でもカキがへい死

【令和6年度】（直接的な漁業被害報告なし）

発生時期	発生場所	被害状況
8月16日～ 8月20日	浦安近辺～船橋港～茜浜～幕張沖～千葉中央港	なし
9月24日～ 10月7日	船橋港～茜浜～幕張沖～千葉中央港	なし

【令和7年度】 2月末時点（2月末時点で直接的な漁業被害報告なし）

発生時期	発生場所・被害状況
7月31日～ 8月4日	浦安沖～三番瀬～船橋港～千葉中央港～養老川河口・姉崎海岸付近
9月24日～ 9月26日	船橋港～茜浜～花見川河口～千葉中央港
10月8日～ 10月14日	浦安近辺～市川航路～船橋港～茜浜～幕張沖～花見川河口 ～稲毛の浜～千葉中央港

注) 青潮による漁業被害の有無・程度は、青潮の発生回数だけでなく、発生期間や発生範囲等にも影響を受ける。

## 東京湾流域一都三県の負荷量の状況

## (1) 化学的酸素要求量 (COD)

(単位：トン/日)

	第8次		第9次	
	令和元年度実績値	令和元年度目標値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
埼玉県	58	59	52	55
千葉県	30	29	27	28
東京都	45	46	44	46
神奈川県	21	21	21	21
合計	154	155	144	150

## (2) 窒素含有量

(単位：トン/日)

	第8次		第9次	
	令和元年度実績値	令和元年度目標値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
埼玉県	48	50	46	47
千葉県	31	30	29	29
東京都	58	60	55	58
神奈川県	25	26	24	25
合計	162	166	154	159

## (3) リン含有量

(単位：トン/日)

	第8次		第9次	
	令和元年度実績値	令和元年度目標値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
埼玉県	3.3	3.2	3.2	3.2
千葉県	1.9	1.8	1.8	1.8
東京都	5.0	4.7	4.6	5.0
神奈川県	1.9	2.0	1.5	1.8
合計	12.1	11.7	11.1	11.8

## 水質汚濁に係る環境基準（総量削減制度に関する項目）

### 1 化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		化学的酸素要求量（COD）	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に 掲げるもの	2mg/L 以下	
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	3mg/L 以下	
C	環境保全	8mg/L 以下	

- ※自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用  
 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### 2 全窒素 全りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及び II 以下の欄 に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げる もの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げる もの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- ※自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度